第1 農林業経営体及び農家の部

解 説

この部には、「2020 年農林業センサス(農林業経 営体調査)」の結果から農林業経営体、農家等に関 する統計を掲載しています。

1 調査の概要

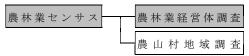
(1) 調査の沿革

農林業センサスは、国際連合食糧農業機関 (FAO) が世界規模で提唱した、「世界農業 センサス」(昭和 35 年以降は「世界農林業セ ンサス」)を昭和25年以降10年ごとに実施す るとともに、その中間年次(5年ごと)に我が 国独自で「農業センサス」(平成17年以降は 「農林業センサス」)を実施しています。

なお、2005 年農林業センサスから、農家及び 林家という世帯に着目した調査から経営に着 目した調査に改めるなど、調査体系、調査対象 の概念、定義等の見直しを行い、調査を実施し ています。

(2) 調査の体系

(網掛部分は、この部に掲載している調査)



(3) 調査の目的

食料・農業・農村基本計画及び森林・林業基本計画に基づく諸施策並びに農林業に関する各統計調査に必要な基礎資料を整備することを目的として実施しました。

(4) 調査期日

令和2年2月1日現在

(5) 調査の方法

農林業経営を把握する農林業経営体調査については、調査対象を農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭羽数が一定規模以上の「農林業生産活動」を行う者(農林業経営体の定義は、「2 用語の解説(農林業経営体)」を参照)とし、全数調査を行いました。

2 用語の解説

(1) 農林業経営体

農林産物の生産を行うか又は委託を受けて 農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・ 頭羽数が、次の規定のいずれかに該当する事業 を行う者をいいます。

ア 経営耕地面積が30a以上の規模の農業

イ 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の農林業経営体の基準以上の規模の農業

//<			
1	露地野菜作	付面積	15 a
2	施設野菜栽培面積		350 m²
3	果樹栽培面積		10 a
4	露地花き栽培面積		10 a
(5)	施設花き栽培面積		250 m²
6	搾乳牛飼養頭数		1頭
7	肥育牛飼養頭数		1頭
8	豚飼養頭数		15 頭
9	採卵鶏飼養羽数		150 羽
10	ブロイラー	年間出荷羽数	1,000 羽
11)	その他	調査期日前	1年間におけ
		ス農業生産物	の総販売額 50

その他 調査期日前1年間における農業生産物の総販売額50 万円に相当する事業の規模

ウ 権原に基づいて育林又は伐採(立木竹のみを譲り受けてする伐採を除く。)を行うことができる山林の面積が3ha以上の規模の林業(調査実施年を計画期間に含む「森林経営計画」を策定している者又は調査期日前5年間に継続して林業を行い、育林又は伐採を実施した者に限る。)

エ 農作業の受託の事業

オ 委託を受けて行う育林若しくは素材生産 又は立木を購入して行う素材生産の事業(ただし、素材生産については、調査期間前1年間に200㎡以上の素材を生産した者に限る。)

(2) 農業経営体

「農林業経営体」のうち、ア、イ又はエのいずれかに該当する事業を行う者をいいます。

(3) 林業経営体

「農林業経営体」のうち、ウ又は才のいずれ かに該当する事業を行う者をいいます。

(4) 個人経営体

個人(世帯)で事業を行う経営体をいいます。 なお、法人化して事業を行う経営体は含みません。

(5) 団体経営体

個人経営体以外の経営体をいいます。

(6) 組織形態別経営体

ア 法人化している(法人経営体)

農林業経営体のうち、法人化して事業を行 う者をいいます(農家が法人化した形態であ る一戸一法人を含みます。)。

イ 農事組合法人

農業協同組合法(昭和22年法律第132号) に基づき農業生産についての協業を図ることにより、共同の利益を増進することを目的として設立された法人をいいます。

ウ会社

会社法 (平成17年法律第86号) に基づき、株式会社 (特例有限会社含む)、合名・合資会社、合同会社の組織形態をとっているものをいいます。また、保険業法 (平成7年法律第105号) に基づき、相互会社の組織形態をとっているものをいいます。

工 各種団体

農協(農業協同組合法に基づき組織された 農業協同組合、農業協同組合の連合組織)、 森林組合(森林組合法(昭和53年法律第36号)に基づき組織された森林組合、生産森林 組合、森林組合連合会)、その他の各種団体 (農業共済組合、農業関係団体、森林組合以 外の組合、林業公社(第3セクター))が該 当します。

オ その他の法人

農事組合法人、会社及び各種団体以外の法 人で、公益法人、宗教法人、医療法人、NPO 法人などが該当します。

カ 地方公共団体・財産区

地方公共団体とは、都道府県、市区町村をいいます。

財産区とは、地方自治法(昭和22年法律第67号)に基づき、市区町村の一部で財産を有し、又は公の施設を設け、当該財産等の管理・処分・廃止に関する機能を有する特別地方公共団体をいいます。

(7) 経営耕地

調査期日現在で農林業経営体が経営している 耕地(けい畔を含む田、樹園地及び畑)をいい、 自らが所有し耕作している耕地(自作地)と、 他から借りて耕作している耕地(借入耕地)の 合計です。

(8) 農産物販売金額

肥料代、農薬代、飼料代等の諸経費を差し引 く前の売上金額(消費税を含む。)をいいます。

(9) 農業経営組織別経営体

ア 単一経営経営体

農産物販売金額のうち、主位部門の販売金 額が8割以上の経営体をいいます。

イ 準単一複合経営経営体

農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が6割以上8割未満の経営体をいいます。

ウ 複合経営経営体

農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が6割未満(販売のなかった経営体を除く。)の経営体をいいます。

(10) 主副業別経営体(個人経営体)

ア 主業経営体

農業所得が主(世帯所得の50%以上が農業 所得)で、調査期日前1年間に自営農業に60 日以上従事している65歳未満の世帯員がい る個人経営体をいいます。

イ 準主業経営体

農外所得が主(世帯所得の50%未満が農業 所得)で、調査期日前1年間に自営農業に60 日以上従事している65歳未満の世帯員がい る個人経営体をいいます。

ウ 副業的経営体

調査期日前1年間に自営農業に 60 日以上 従事している 65 歳未満の世帯員がいない個 人経営体(主業経営体及び準主業経営体以外 の個人経営体)をいいます。

(11) 世帯員

原則として住居と生計を共にしている者をいいます。調査日現在出稼ぎ等に出ていてその家にいなくても生計を共にしている者は含みますが、通学や就職のため他出して生活している子弟は除きます。

また、住み込みの雇人も除きます。

(12) 基幹的農業従事者

15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者をいいます。

(13) 農家

調査期日現在で、経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯又は経営耕地面積が10a 未満であっても調査期日前1年間における農産物販売金額が15万円以上あった世帯をいいます。

なお、「農業を営む」とは、営利又は自家 消費のために耕種、養畜、養蚕、又は自家生 産の農産物を原料とする加工を行うことを いいます。

(14) 販売農家

経営耕地面積が30a以上又は調査期日前 1年間における農産物販売金額が50万円以 上の農家をいいます。

(15) 自給的農家

経営耕地面積が30a未満かつ調査期日前1 年間における農産物販売金額が50万円未満 の農家をいいます。